

中国税務速報

2020年9月16日

1. 全国人民代表大会常務委員会「都市維持建設税法」可決

2020年8月11日、第13回の全国人民代表大会常務委員会第21回会議で、「中華人民共和国都市維持建設税法」を可決されました。主な内容は以下の通りです。

◇ 納税義務者：中華人民共和国国内において増値税・消費税を納付する会社と個人

輸入品または海外の会社及び個人が中国国内で労務・サービス・無形資産の販売した場合に納付した増値税もしくは消費税については、都市維持建設税は徴収されない。

◇ 課税基準：法に基づき、実際に納付した増値税や消費税の実際額を課税基準とする。

◇ 税率：納税者の所在地が都市にある場合、税率は7%とする。

本法は2021年9月1日より施行され、1985年2月8日に国務院が發布した「中華人民共和国都市維持建設税法暫行条例」は同時に廃止されます。

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202008/9591538ccd764bb787e01e729fe0cbbb.shtml>

2. 財政部 税関総署 税務総局 「20品目の商品に係る輸入関税負担軽減の廃止に関する公告」

財政部税関総署税務総局は2020年8月5日、「国務院関税税則委員会財政部国家税務総局 輸入関税の負担軽減に関する意見の第二段階」（国発〔1994〕64号）の規定が、規定された20品目について、貿易形態、地域、企業、単位、個人を問わず、今後は適用されないことを明らかにする公示を発表しました。

20品目の商品には、テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機などの家電製品、コピー機・プログラム制御電話機・コンピュータなどの事務機器、家具、ランプ、食品（調味料、肉、鶏肉、卵、野菜、水産物、果物、飲料、ワイン、乳製品を含む）が含まれます。

公告は発表日より施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5155535/content.html>

3. 商務部令 2020年第3号 外商投資企業苦情処理業務弁法

2020年8月25日、商務部は「外商投資企業苦情処理業務弁法」（以下、弁法と略称します）を公布しました。

弁法には「総則」「苦情の提出と受理」「苦情処理」「苦情業務管理制度」「付則」の5章に分かれており、計33条からなっています。

「総則」では、外商投資の苦情業務に関する一般的な要件を定め、外商投資企業の苦情受理範囲を明確にし、苦情業務の階層的責任体制を確立するとともに中央・地方の苦情機関の設置とそれに対応する責任を規定し、苦情の申立人の範囲を拡大したうえで、苦情と他の救済手段との関係を明確にしています。

「苦情の提出と受理」では、苦情の提出と受理のプロセスと関連する規則やガイドラインを明確にし、苦情の申立人が提出した資料、苦情の他人への委託、苦情の補足資料、不受理の状況などについて関連規定を設け、苦情機関への通知義務を明確にすることを目的としています。

「苦情処理」では苦情調整に関する原則を規定し、申立人と被申立人の協力・援助義務を明確にし、苦情調整の方法を規定し、苦情調整を強化し、苦情の協調的解決を促進しています。

本弁法は2020年10月1日より施行され、2006年9月1日商務部第2号令により公布された「外商投資企業苦情処理業務弁法」は廃止されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202008/20200802996409.shtml>

4. 租税条約に対する COVID-19 の影響について

		国家税務総局回答	
		租税条約上の取り扱い	COVID-19 の感染拡大防止期間の例外
PE	恒久的施設の定義	「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。通常、一定の場所として次の特徴がある。一、当該営業場所は実質的に存在するもので、一定の支配可能な空間があれば、営業場所とみなされる。一、当該営業場所は相対的に固定され、かつ、一定の期間存続性がある。一、当該営業場所を通じて、全部または一部の営業活動を行っている。	COVID-19 の感染拡大防止期間における、在宅勤務は一時的あるいは偶発的に発生したことであり、一時的な在宅勤務場所は恒久的施設の定義上の「企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」に該当しない。
	代理人 PE	一方の締約国の企業が、通常の方法で代理人を通じて他方の締約国内で事業活動を行い、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。「通常の方法」とは、契約の性質、企業の事業性質及び代理人の関連事業活動の頻度などにより総合的に判断しなければならない。	COVID-19 の感染拡大防止期間において、一時的な在宅勤務を行い、国外雇用者の名をもって契約を締結することは、偶発的に発生したことであり、通常の方法には該当せず、代理人 PE を有するものではない。 COVID-19 の流行前から、中国国内で事業活動を行い、あるいは COVID-19 の流行以降から長期的に事業活動を行い、当該企業の名をもって契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合、代理人 PE を有するものとされる。
	建設 PE	建設工事が租税条約上の建設 PE に該当する期間にわたり存続する場合、「恒久的施設」と認定される。建築工事の存続期間を集計する際は、設備、原材料の未着あるいは気候の原因等により一時的に作業を中断した場合であっても、工事が完了できず、人員や設備物資等を全て撤収出来ていない場合には、その期間を存続期間に含める必要がある。(工事中断期間を差し引いてはならない。)	COVID-19 の影響により、建設現場の労働者及び管理職者全員が建設工事から完全に撤収し、工事が全面的に中断する場合には、工事中断期間を差し引いてはならない状況に該当しない。 例えば、ある建設工事を当初に計画された工期通りに行う場合であれば建設 PE を構成しなかったケースにおいて、COVID-19 の影響により、建設現場の労働者及び管理職者全員が建設工事から完全に撤収したことにより、一時的に工事が全面的に中断したことから、実際の建設期間が PE 認定期間を超過するケースでは、その中断期間を存続期間に含めない。
居住者身分	企業がそれぞれの税法上の規定により双方居住者となる場合、企業が実質的に管理する場所に基づき、いずれの国の居住者とするかを判断し、租税条約を適用する。企業が実質的に管理する場所を判断する際は、高級管理者の意思決定所在地を含む総合的な要因を考慮した上で、通常的意思決定所在地をもって判断し、特殊時期（例えば COVID-19 の影響期間等）における意思決定所在地では判断しない。	COVID-19 の感染拡大防止期間において、高級管理者の意思決定地が一時的に変更された場合であっても、企業が実質的に管理する場所の判断に変更はないことから、租税条約の適用において、企業の居住者身分に影響が及ぶことはない。	

		国家税務総局回答	
		租税条約上の取り扱い	COVID-19 の感染拡大防止期間の例外
個人 居住者 身分		<p>租税条約の適用上、双方居住者については、タイプブレイク・ルールに基づき、恒久的住居の場所、重要な利益の中心、常用の住居が存在する場所、国籍の順で判定し、どちらの国の「居住者」とするかを決定する。</p> <p>恒久的住居の場所については、あらゆる形態の場所を含み、恒久的である必要があるが、何らかの理由による一時的な滞在はこれに該当しない。重要な利益の中心は、家族や社会関係、職業、政治的・文化的その他活動の場所、営業の場所、財産の管理場所などの要因を総合的に考慮し、決定する。</p>	<p>COVID-19 の感染拡大防止期間において、個人の居住する場所が一時的に変更された場合であっても、個人の恒久的住居の場所あるいは重要な利益の中心がある場所の変更はないことから、租税条約の適用において、個人の居住者身分に影響が及ぶことはない。</p>
紛争 解決		<p>企業及び個人は「租税条約相互協議手続実施弁法」（国家税務総局公告 2013 年第 56 号）の関連規定に基づき、中国税務機関に租税条約相互協議手続を申請し、税務総局と締結国の税務当局間で協議して解決する。</p>	

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810219/n810744/c101510/c101520/c5155584/content.html>

5. 国家税務総局北京市税務局「増値税発票の分類と等級に関する管理弁法」の公告（意見募集案）についてのパブリックコメント

2020 年 7 月 21 日、国家税務総局北京市税務局は「増値税発票の分類と等級に関する管理弁法」の公告（意見募集案）（以下、公告と略称します）について、広く意見を公募すると通知しました。

本公告は増値税専用発票、増値税普通発票、自動車販売統一発票、中古車販売統一発票の承認（審査）に適用されます。納税者の税務リスク・納税信用等級及び税務コンプライアンスの程度等の要因により、納税者については 3 つに分類管理され、重点管理納税者についてはそのリスクレベルを 1~4 等級に分類します。分類管理においては、納税者を 3 種類 6 等級に区分し、一般納税者と小規模納税者を種類別に区別するとともに、増値税発票の承認（審査）要件を明確にしています。

<http://beijing.chinatax.gov.cn/bjswj/c104581/202007/0593d674b4c14e8eb98ffc8a8857c588.shtml>